

平成29年度第3回北海道私立学校審議会議事録

1 日 時 平成30年2月8日（木） 13:30～14:00

2 場 所 本庁舎別館9階 第1研修室

3 委員定数 15名

4 出席委員 14名

佐藤 有会長、榮 忍委員、大西正宏委員、大西修夫委員、  
佐藤みゆき委員、守本朝美委員、布川耕吉委員、黒坂由紀子委員  
小泉佳子委員、浅井 卓委員、齊藤茂子委員、本間裕邦委員、  
苫米地司委員、林 光彦委員

5 傍聴者 1名

6 議 題

(1) 諮問事項の審議

私立高等学校の広域通信制課程に係る学則変更認可について (1件)

私立幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について (5件)

私立幼稚園の廃止認可について (12件)

学校法人の解散認可について (2件)

(2) 報告事項

私立専修学校の現地確認について

7 議事の経過及びその結果

佐藤会長から審議会運営規則第5条に規定する会議定員数に達している旨宣言後、榮忍委員、齊藤茂子委員を議事録署名人に指名した。

審議に先立って、前回答申の処理状況について資料1に基づき事務局から説明するとともに、その後、諮問事項の審議に入った。

議事の経過及び結果は次のとおり。

(1) 私立高等学校の広域の通信制の課程に係る学則認可について

星槎国際高等学校の面接指導等実施施設の追加等に係る学則変更認可（諮問番号第1482号(1)）について、資料に基づき事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

それでは、星槎国際高等学校の面接指導等実施施設の追加等に係る学則変更認可について説明させていただきます。

資料1ページをご覧ください。

本件は、学校法人国際学園が設置する星槎国際高等学校が、生徒の学習環境の充実等を図るため、学習センター等の面接指導等実施施設の追加、削除及びその他学則変更を行おうとするものです。

変更の時期は、平成30年4月1日を予定しております。

星槎国際高等学校は、特別な支援を要する生徒、例えば学習障害、注意欠陥多動障害、高

機能自閉症などを有する生徒や、これらに起因する不登校の生徒の受け入れを目的として設置された通信制高等学校です。

通信制課程における学習は、教科書等に基づいた生徒の自学自習を基本とし、報告課題の添削指導、面接指導、いわゆるスクーリングへの参加、及び試験により、所定の単位が認定されると卒業が認められるものです。

なお、添削指導、面接指導、試験については、文部科学省令の「高等学校通信教育規程」第11条により、芦別市にあります本校のほか、協力校という位置づけで、他の高等学校で行うことも可能であるほか、さらに「他の学校等」として、大学、短大、専修学校のほか、指定技能教育施設など、学校に準じた施設を利用することも認めております。

それでは、具体的な変更内容についてご説明いたしますので、資料の項目7をご覧ください。

まず、(1)学習センターの追加ですが、学習センターでは、スクーリングや試験のほか、本校に準じた形で、生徒の個別の状況に応じた補習授業や教育相談、生徒指導を行っております。

星槎国際高等学校は、広域の通信制高等学校であり、全国で教育活動を行っており、札幌市をはじめ、宮城県、福島県、東京都など、14都道府県に21の学習センターを設置しております。

まず、小田原学習センターですが、神奈川県内には、横浜鴨居学習センターや湘南学習センターが既にありますが、県西部及び東海地方の生徒を受け入れるため、小田原に学習センターを設けるものです。

施設は、1月12日に現地調査を行いました。周辺環境や施設設備等については支障はございません。

次に、丸亀学習センターですが、現在、香川県教育委員会から認可を受けている技能教育施設、星槎国際香川キャンパスを、技能教育施設としての指定を返上した上で、星槎国際高校の学習センターに運営形態を変更するものです。

なお、丸亀学習センターについては、今現在、面接指導等実施施設として認可済みの技能教育施設を学習センターに変更するもので、同一施設を継続して使用することから現地調査を省略しておりますが、支障がないことを書面で確認しております。

次に、(2)面接指導等実施施設の追加です。

星槎国際高等学校では、先ほどの学習センターのほか、通学時間や金銭的な事情から学習センターへの通学が困難、あるいは大きな負担となっている生徒のため、協力校や専修学校等の他の学校等で面接指導を実施しております。

この度、沖縄県及び栃木県の生徒の通学の利便性を向上するため、沖縄大学と栃木県にある国際情報ビジネス専門学校と国際介護福祉専門学校を面接指導施設とするものです。

いずれの学校も書類確認を行った結果、周辺環境、施設設備に支障はございません。

次に(3)面接指導等実施施設の削除ですが、これは先ほど、「(1)学習センターの追加」の丸亀学習センターでご説明させていただきましたが、技能教育施設・星槎国際香川キャンパスが、香川県教育委員会から受けている技能教育施設としての指定を返上することに伴い、星槎国際高等学校の面接指導等実施施設からも削除するというものです。

最後に、添削指導を行うことができる施設の変更ですが、これまで、星槎国際高等学校では、学則第23条②により、添削指導は本校において行うこととしておりましたが、生徒に身近な教員が、きめ細やかな指導を行うため、学習センターにおいても添削指導をできるように学則を変更するものです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(2) 私立幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について

新川幼稚園の収容定員に係る学則変更認可(諮問番号第1482号(2))から、睦の園幼稚園の収容定員に係る園則変更認可(諮問番号第1482号(6))まで、資料に基づき、事務局から次のとおり一括して説明した。

【事務局説明】

幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について、ご説明いたします。資料は、2ページからになります。

今回、定員増で4件、定員減で1件の申請がございましたので、その概要をまとめて説明させていただきます。

各幼稚園の変更の内容等につきましては、資料によりご確認をお願いいたします。

まず、定員増についてですが、諮問番号第1482号(2)から(5)までの4件でございます。

札幌市北区に所在しております、「新川幼稚園」、江別市に所在する「元野幌めぐみ幼稚園」、名寄市に所在する「認定こども園名寄幼稚園」、倶知安町に所在する「倶知安めぐみ幼稚園」の4つの幼稚園について、設置者である、それぞれの学校法人から定員増の申請がございました。

定員増の理由につきましては、いずれの幼稚園も、地域における就園を希望する幼児数の増加に対応するためとなっております。

いずれの幼稚園につきましても、これまで適正な運営がなされており、申請どおりに定員を増やした場合においても、教職員数、施設・設備については、幼稚園の設置基準を満たしております。

変更の時期につきましては、平成30年4月1日となっております。

続きまして、資料3ページ、諮問番号第1482号(6)の定員減についてでございます。

根室市に所在しております、「睦<sup>むつみ</sup>の園<sup>その</sup>幼稚園」について、設置者である学校法人から、就園幼児数が減少しているためということで、定員減の申請がございました。

こちらの幼稚園についても、これまで適正な運営がなされており、教職員数、施設・設備については、幼稚園の設置基準を満たしていること、また、過去の実園児数の状況からも、定員減は妥当なものと考えております。

変更の時期につきましては、平成30年4月1日となっております。

以上、諮問番号1482号(2)から(6)までを一括して説明させていただきました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(3) 私立幼稚園の廃止認可について

ふしこ幼稚園の廃止認可(諮問番号第1482号(7))から、鳥取あおば幼稚園の廃止認可(諮問番号第1482号(18))について、資料に基づき、事務局から説明した。

【事務局説明】

幼稚園の廃止認可について、ご説明いたします。資料は4ページから7ページまで、諮問番号第1482号(7)から(18)までの計12件になります。

まず、(7)から(15)までの9件についてご説明いたします。

幼稚園が、子ども子育て支援新制度の幼保連携型認定こども園に移行する場合には、幼保連携型認定こども園の設置認可と、幼稚園の廃止認可(学校教育法(第4条第1項))の両方が必要となりますが、(7)から(15)までの9件については、4月から幼保連携型認定こども園に移行するため、今回、設置者である学校法人から幼稚園廃止の認可申請があったものです。

資料にありますとおり、在園児や教職員、指導要録等については、そのまま移行後の認定こども園に引き継がれることとなっております。

今回の廃止は、幼保連携型認定こども園の設置、認定こども園への移行に伴う幼稚園の廃止であるため、廃止認可の条件として、資料の10番に記載しておりますが、「幼保連携型認定こども園の設置認可を受けること」の条件を付けております。

なお、本日時点で、設置認可がされない園があるとの情報はありませんが、念のため条件を付しております。

続きまして、資料7ページの(16)から(18)までの廃止認可についてご説明いたします。

まず、(16)の「学校法人稚内菫見学園」が稚内市に設置しております「菫見幼稚園」についてですが、理事長、園長が高齢となり、継続して運営することが難しくなったこと、後継者を得ることができなかつたため、廃止の申請があったものです。

園児の状況については、在園児12名のうち11名が3月に卒園し、1名は市内の幼稚園に転園することとなっております。

また、教員2名は市内の幼稚園に再就職し、職員2名は退職することとなっております。

指導要録につきましては、道(学事課)で保管することとしております。

次に(17)の「学校法人大成学園」が釧路市に設置している「釧路明照幼稚園」についてですが、こちらの幼稚園は、園児数の減少により、幼稚園運営の継続が難しくなったため、廃止の申請があったものです。

園児の状況については、在園児23名のうち10名が3月に卒園し、13名は市内の幼稚園に転園することとなっております。

また、教職員については、4名が退職となりますが、1名は市内の保育所に再就職する予定となっております。

指導要録については、道(学事課)で保管することとしております。

次に(18)の「学校法人北海道德風学園」が釧路市に設置している「鳥取あおば幼稚園」についてですが、こちらの幼稚園についても、園児数の減少により、今後の健全な幼稚園運営が難しくなったため、廃止の申請があったものです。

園児の状況については、在園児42名のうち23名が卒園し、19名は同じ学校法人が設置する市内の「鶴野あおば幼稚園」に転園することとなっており、教職員についても「鶴野あおば幼稚園」に異動することとなっております。

指導要録については、設置者において保管することとしております。

廃止の時期については、いずれも平成30年3月31日となっております。

なお、(16)の「菫見幼稚園」及び(17)の「釧路明照幼稚園」を設置する学校法人については、解散する予定となっております。詳しくは、次の諮問事項で説明させていただきます。

以上、諮問番号第1482号(7)から(18)までを説明させていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可とされた。)

(4) 学校法人の解散認可について

学校法人稚内萩見学園の解散認可（諮問番号第1482号(19)）と、学校法人大成認学園の解散認可（諮問番号第1482号(20)）について、資料に基づき、事務局から説明した。

【事務局説明】

【学校法人の解散認可（諮問事項）】

学校法人の解散認可について、ご説明いたします。資料は8ページ、諮問番号第1482号(19)と(20)になります。

先程、諮問させていただいた、幼稚園の廃止認可申請3件のうち、萩見幼稚園を設置する「学校法人稚内萩見学園」と釧路明照幼稚園を設置する「学校法人大成学園」から設置する幼稚園を廃止するため、幼稚園の廃止と同じ日をもって、学校法人を解散するとして認可申請があったものです。

解散に伴う残余財産については、寄附行為に基づき処分することとしております。

以上、諮問番号第1482号(19)と(20)を説明させていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

（出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。）

8 報告事項

前回答申のあった専門学校札幌ホテル・ウェディングカレッジの設置認可について、事務局から次のとおり報告した。

【事務局説明】

前回の私学審議会において、認可可の答申をいただいた、専門学校札幌ホテル・ウェディングカレッジの設置認可についてであります。

前回の私学審議会時点では校舎が完成していなかったことから、校舎完成後の12月21日、学事課職員2名で現地確認を行い、必要な教室、設備などが申請どおり整備されていることを確認いたしました。

認可日につきましては、先ほど、「前回答申の処理状況」でもご説明いたしましたが、設置者である学校法人滋慶学園の所轄庁である東京都の寄附行為の変更認可日と同日付けで認可することとなります。

報告は以上でございます。

9 閉会

以上をもって、平成29年度第3回北海道私立学校審議会を終了した。